

E i w a N e w s

仕入税額控除（消費税）

平成 24 年 5 月
(No. 082)

平成 23 年度の税制改正における消費税仕入税額控除のいわゆる「95%ルール」の適用要件の見直しを踏まえて、仕入控除税額の計算方法等に関する Q&A が国税庁より公表されました。

本年 4 月 1 日以後開始する課税期間から、当課税期間における課税売上高が 5 億円を超える事業者は、この改正 95%ルールが適用され、個別対応方式を採用して仕入控除税額を計算する場合には、特に注意が必要になります。

改正 95%ルールにつきましては、本誌 No.72、No.74 においてご紹介しましたが、今回は、公表された Q&A により具体的事例をご紹介いたします。

【1】 課税仕入れ等の用途区分

(1) 社宅に係る仕入税額控除

社宅や従業員寮の賃貸料は住宅家賃として非課税売上げに該当しますが、これらの社宅や従業員寮の取得費、借上料や維持費等の費用について、個別対応方式による仕入控除税額の計算をする場合の課税仕入れ等の区分は、以下のようになります。

① 自社が取得した社宅や従業員寮の取得費

イ. 有償で従業員に貸し付けた場合 … 非課税売上げにのみ要するもの

ロ. 無償で従業員に貸し付けた場合 … 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの

② 他の者から借り上げている社宅や従業員寮の借上料

課税仕入れに該当しないため、仕入税額控除の対象外になります。

③ 社宅や従業員寮の維持費（修繕費用、備品購入費用等）

上記①と同様の取り扱いになります。

(2) 不課税売上げにのみ要する課税仕入れの税額控除

損害賠償金による収入は、課税の対象外となりますが、この損害賠償金を得るために支出した交通費、弁護士費用等について、個別対応方式による仕入控除税額の計算をする場合の課税仕入れ等の区分は、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものとなります。

(3) 自社製品等の被災者に対する提供

自社製品等を被災者に無償で提供する行為は課税の対象外となりますが、自社製品等の提供のために要した費用について、個別対応方式による仕入控除税額の計算をする場合の課税仕入れ等の区分は、以下のようになります。

① 自社製造製品の提供

自社で製造している商品の材料費等の費用は、課税売上げにのみ要するものとなります。

②購入した商品等の提供

- イ. 自社で販売している商品の仕入れ … 課税売上げにのみ要するもの
- ロ. 上記イ.以外の物品 … 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの

③自社製品等を被災者に提供する際に支出した費用（旅費、宿泊費等）は、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものに該当します。

(4) 国外の土地を譲渡するために国内で要した費用

国外に所有する土地の譲渡による収入は課税の対象外となりますが、課税仕入れ等の用途区分上は、課税資産の譲渡等（資産の譲渡等のうち、国内における非課税取引に規定されているもの以外のもの）に該当します。

国内における土地の譲渡は非課税取引に該当しますが、国外における土地の譲渡は課税売上げに該当するものとして、その土地の譲渡のために国内で要した費用は、課税売上げにのみ要するものとなります。

【2】 課税売上割合

課税売上割合とは、全体の売上げのうち、課税売上げの占める割合をいい、以下の計算式で求められます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

個別対応方式により仕入控除税額の計算をする場合、課税仕入れ等の税額のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものは、課税売上割合相当額を控除することができますので、この課税売上割合の計算に注意が必要です。

(1) 外国債や外国の銀行への預金から生じる利子

この場合の利子は、非課税売上げに該当し、かつ、その債務者が非居住者となることから、輸出取引とみなされ、課税売上割合の計算上、受け取る利子の額を分母、分子に算入します。

(2) 還付加算金

還付加算金は、還付金に対する利息と同様の性格ですが、消費税の計算においては課税の対象外となるため、課税売上割合の計算上、分母に算入する必要はありません。

課税の対象外となる売上げについては、課税売上割合の計算上考慮されません。

課税売上割合の計算においては、その売上げが、課税売上げに該当するものか、非課税売上げに該当するものか、又は課税の対象外になるものかを正確に把握する必要があります。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。